

令和7年度

事業概要

市 民 相 談
犯 罪 被 害 者 等 支 援
消 費 者 行 政
生 活 環 境 緊 急 整 備

富士市

市民部 市民安全課 市民相談担当

目 次

1 相談事業の概要	
(1)相談種類一覧	1
(2)相談件数推移	2
2 市民相談	
(1)相談方法、相談件数	2
(2)相談種別ごとの件数	2
(3)相談内容内訳	3
3 犯罪被害者等支援	
(1)相談件数及び各見舞金支給件数	4
(2)犯罪被害者週間における啓発活動	4
(3)その他	4
4 消費者行政	
【消費生活相談】	5
(1)相談方法、相談件数	5
(2)相談内容内訳	5
①内容別/②年齢別	
(3)相談件数上位	6
①商品・役務別/②年代別商品・役務別/③販売購入形態別	
(4)相談件数推移	7
①全体/②60歳以上の相談件数及び全体の相談に占める割合/③あっせん件数/ ④訪問販売・電話勧誘販売・通信販売の相談件数/⑤インターネット通信販売・ インターネット通信サービスに関する相談件数	
【消費者教育・消費者啓発】	9
(1)家庭科連携授業、啓発講座等	9
①実績一覧/②実績内訳	
(2)市民への情報提供、啓発	12
①消費者被害防止キャンペーンの実施/②第51回生活展の開催/③広報ふじへの記事掲載/ ④地方紙への記事掲載/⑤ラジオ番組、CMの放送/ ⑥富士市はたちの記念式典における啓発	
(3)関係機関等との連携	14
①消費者教育推進地域協議会の開催/②富士市消費生活協力団体の委嘱/ ③消費者安全確保地域協議会の開催	
(4)不審電話に対する取組	15
①悪質電話対策機器購入費補助事業の実施/②市民への情報提供	
(5)製品安全への取組	16
立入検査の実施	
5 生活環境緊急整備事業	
(1)スズメバチの巣の駆除、調査	17
①駆除等件数及び執行額/②月別件数/③月別執行額/④年度別件数	
(2)防護服の貸出	18
6 参考資料	
PIIONEET集計データ	19
広報ふじ11月号特集記事「もしも、犯罪被害に遭ったら…」	20
広報ふじ3月号特集記事「ふじまる・さもにゃんと学ぶ消費者トラブルQ&A」	21

1 相談事業の概要

市民安全課では、市民相談員等による市民相談を行っています。相続、離婚等の「民事・一般相談」や弁護士、司法書士による「法律相談」のほか、外部機関の主催で行う「特別相談」があります。また、市民安全課内の富士市消費生活センターでは、消費者と事業者との契約トラブル等の相談を受ける消費生活相談を行っています。

(1) 相談種類一覧

令和7年4月現在

相談種別			相談日	相談員 (主催する機関等)	相談内容
市民相談 (市主催)	民事・一般相談		月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 ※受付は相談終了 30分前まで	市民相談員 (市民安全課)	相続、離婚、金銭貸借等
	交通事故相談				交通事故による損害賠償等
	市政相談				道路、建設、河川、福祉等
	法律 相談	弁護士相談	水曜日 13:30～15:30	弁護士 (市民安全課)	民事上の問題の法的な相談
		司法書士相談	第1・3金曜日 13:30～15:30	司法書士 (市民安全課)	消費者金融・クレジットなどによる借金、相続、遺言、成年後見等
市民相談 (他機関 主催)	特別 相談	税務相談	第2・4火曜日 13:00～15:00	税理士 (東海税理士会)	国税、地方税等の税全般(2月第4・3月第2火曜日は休止)
		不動産相談	第3火曜日 13:30～15:30	静岡県宅建協会会員 (静岡県宅地建物 取引業協会)	不動産の売買・相続等 (8月は休止)
		労務相談	第1・3木曜日 13:00～15:00	社会保険労務士 (静岡県社会保険 労務士会)	労使間トラブル、 労災、社会保険等
		人権相談	第2・4木曜日 13:00～15:00	人権擁護委員 (静岡地方務局 富士支局)	差別待遇、脅迫など 人権問題
		行政相談	第2・4金曜日 13:00～15:00	行政相談委員 (静岡行政監視行政 相談センター)	国、特殊法人についての 苦情・要望等
消費生活相談			月～金曜日 9:00～16:00	消費生活相談員 (富士市消費生活 センター)	消費者と事業者との 契約上のトラブル等

※「外国人相談」は、令和4年度より市民活躍・男女共同参画課に移管しました。

※「公証役場出張相談」は、令和4年度をもって終了しました。

(2) 相談件数推移

相談種別		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
市民相談 （市主催）	民事・一般相談		1,536	1,436	1,632	1,680	1,562
	交通事故相談		33	45	35	40	33
	市政相談		16	3	14	18	7
	法律 相談	弁護士相談	124	97	182	162	164
		司法書士相談	20	21	22	34	26
市民相談 （他機関 主催）	特別 相談	税務相談	48	56	66	77	74
		不動産相談	57	43	55	71	49
		労務相談	16	10	19	33	17
		人権相談	3	3	7	2	5
		行政相談	0	0	15	10	3
		公証役場出張相談	0	－	－	－	－
小 計		1,853	1,714	2,047	2,127	1,940	
犯罪被害者等の支援に関する相談		－	0	3	1	3	
消費生活相談（延べ相談件数）		4,928	5,489	4,813	4,828	5,504	
合 計		6,781	7,203	6,863	6,956	7,447	

※「犯罪被害者等の支援に関する相談」は、警察を通して相談を受け付けているため、「(1)相談種類一覧」には記載していません。

※令和３年度までの事業概要で相談種別「個人情報」としていた件数は、「民事・一般相談」に計上しています。

※「公証役場出張相談」は、令和４年度をもって終了しました。

２ 市民相談

(1) 相談方法、相談件数

	来所	電話	合計件数
相談件数	1,124 件	816 件	1,940 件

(2) 相談種別ごとの件数

相談種別	件数
相談員及び職員による市民相談	1,750 件
①市政相談	7 件
②民事相談	1,562 件
③交通事故相談	33 件
④行政相談等の専門相談員による特別相談	148 件
弁護士相談	164 件
司法書士相談	26 件

(3) 相談内容内訳

区 分			令和 7 年度			令和 6 年度			比 較		
事業 別	種 類 別	内 容 別	相談件数 A	弁護士 相談の 内訳	司法書士 相談の 内訳	相談件数 B	弁護士 相談の 内訳	司法書士 相談の 内訳	相談件数 A－B	対前年度 増減率	
市 民 相 談 （ 市 主 催 ）	民 事 ・ 一 般 相 談	借家・貸家	17	2	0	23	6	1	△6	△26.09%	
		借地・貸地	11	3	0	16	6	0	△5	△31.25%	
		不動産売買	41	3	0	51	4	0	△10	△19.61%	
		金銭貸借	カード・サラ金	0	20	11	4	22	17	△4	△100.00%
			その他	29	8	7	49	9	3	△20	△40.82%
		扶養・親族	151	6	1	157	7	0	△6	△3.82%	
		登記	6	0	0	5	0	0	1	20.00%	
		相続・贈与	613	12	2	647	20	10	△34	△5.26%	
		婚姻関係	222	19	2	259	25	1	△37	△14.29%	
		相隣境界関係	147	1	0	137	4	0	10	7.30%	
		労働問題	36	7	0	36	7	0	0	0.00%	
		医療	4	0	0	5	0	0	△1	△20.00%	
		空地	42	0	0	54	0	0	△12	△22.22%	
		その他	243	83	3	237	52	2	6	2.53%	
	小計	1,562	164	26	1,680	162	34	△118	△7.02%		
	交通事故		33	0	0	40	0	0	△7	△17.50%	
	市 政 相 談 （ 市 主 催 ）	市 政 相 談	市税	1			1			0	0.00%
			水道	0			0			0	－
			建設	0			1			△1	△100.00%
			都市計画	0			0			0	－
			道路	1			2			△1	△50.00%
			河川	1			1			0	0.00%
			医療	0			0			0	－
福祉			1			5			△4	△80.00%	
教育			0			0			0	－	
その他			3			8			△5	△62.50%	
小計		7			18			△11	△61.11%		
法律相談		弁護士相談	164			162			2	1.23%	
	司法書士相談	26			34			△8	△23.53%		
	小計	190			196			△6	△3.06%		
計		1,792			1,934			△142	△7.34%		
（他機関主催） 市民相談	特別 相談	税務	74			77			△3	△3.90%	
		不動産	49			71			△22	△30.99%	
		労務	17			33			△16	△48.48%	
		人権	5			2			3	150.00%	
		行政	3			10			△7	△70.00%	
		公証役場	0			0			0	－	
	計		148			193			△45	△23.32%	
合計		1,940	164	26	2,127	162	34	△187	△8.79%		

※令和3年度までの事業概要にて相談種別「個人情報」としていた件数は、「民事・一般相談」に計上しています。

※令和5年度の各件数は、試験的に実施した出張市民相談の件数を含んでいます。

3 犯罪被害者等支援

富士市では、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目的として、「富士市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年4月1日から施行しています。

(1)相談件数及び各見舞金支給件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	0	3	1	3
遺族見舞金※ ¹ の支給件数	0	0	0	1
重傷病見舞金※ ² の支給件数	0	1	0	2

※1:犯罪等により死亡した方の遺族への見舞金。

※2:犯罪等により重傷病(療養期間が1か月以上の負傷又は疾病)を負った方への見舞金。

(2)犯罪被害者週間における啓発活動

11月25日から12月1日の犯罪被害者週間等に、各種啓発活動を実施。

〈啓発パネルの展示〉

○日時 令和7年11月17日(月)～11月28日(金)

○場所 市庁舎2階 消防防災庁舎連絡通路

〈広報ふじへの記事掲載〉

○掲載号 令和7年11月号

○タイトル 「もしも、犯罪被害に遭ったら…」

(3)その他

「ホンデリング」への協力

全国被害者支援ネットワークが行う「ホンデリング」というプロジェクトでは、寄贈された書籍などの売却代金を犯罪被害に遭われた方への支援活動に役立てています。富士市は、このプロジェクトに賛同し、不要となった書籍を集めて毎年寄贈しています。

○受付期間 令和7年11月1日(土)～12月1日(月)の平日

○対象書籍 ISBNコード(国際標準図書番号)がついており、2010年以降に出版された書籍

4 消費者行政

【消費生活相談】

(1) 相談方法、相談件数

	来所	電話	文書	合計
新規件数	495 件	1,946 件	16 件	2,457 件
継続件数	361 件	2,295 件	391 件	3,047 件
延べ件数	856 件	4,241 件	407 件	5,504 件

※「文書」は、メール及びFAXを含みます。

(2) 相談内容内訳

①内容別

内容別分類項目 商品別分類項目	受 付 件 数	内 容 別 相 談 件 数														計
		安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・量目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	
商 品 一 般	478	1	4	0	6	0	14	324	187	10	0	1	0	1	4	552
食 料 品	154	12	10	2	10	1	15	110	90	10	0	0	2	0	0	262
住 居 品	101	1	26	0	6	0	14	57	55	16	0	0	2	0	1	178
光 熱 水 品	50	0	0	1	11	1	3	26	17	4	0	0	0	0	0	63
被 服 品	100	0	10	1	7	0	14	70	60	12	0	0	0	0	1	175
保 健 衛 生 品	171	10	13	1	17	0	22	139	113	11	0	0	0	0	0	326
教 養 娛 楽 品	127	1	13	1	7	0	7	79	77	18	0	0	0	0	0	203
車 両 ・ 乗 り 物	55	1	20	2	7	0	2	21	29	8	0	0	0	0	0	90
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	143	0	5	2	12	0	1	104	58	16	0	0	1	0	1	200
他 の 商 品	5	0	0	0	0	0	1	3	5	0	0	0	0	0	0	9
ク リ ー ニ ン グ	2	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4
レンタル・リース・賃貸	108	5	27	3	25	0	1	9	58	25	0	0	0	1	1	155
工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	70	0	21	0	14	0	0	27	39	15	0	0	0	0	0	116
修 理 ・ 補 修	22	0	7	0	4	0	1	11	13	2	0	0	0	0	0	38
管 理 ・ 保 管	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
役 務 一 般	14	0	0	0	0	0	0	5	12	1	0	0	0	0	0	18
金融・保険サービス	314	1	2	5	21	0	4	57	231	19	0	0	1	1	31	373
運輸・通信サービス	172	0	6	2	24	0	1	75	98	21	0	0	1	0	2	230
教 育 サ ー ビ ス	7	0	0	0	0	0	2	3	3	0	0	0	0	0	1	9
教養・娯楽サービス	123	3	8	1	15	0	15	55	73	19	0	0	2	0	1	192
保健・福祉サービス	64	5	13	1	14	0	0	19	31	10	0	0	2	0	1	96
他 の 役 務	115	2	9	4	21	0	12	52	54	16	0	0	1	0	0	171
内職・副業・ねずみ講	44	0	0	1	8	0	4	28	24	2	0	0	0	0	0	67
他の行政サービス	10	0	0	0	0	0	0	4	5	2	0	0	0	0	1	12
他 の 相 談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,457	42	195	27	231	2	134	1,279	1,333	237	0	1	12	3	46	3,542

※ 1 件の相談で複数の内容が含まれていることがあるため、受付件数と内容別相談件数の合計は異なります（内容別相談件数の方が多くなっています）。

②年齢別

	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	その他・不明
相談件数	33 件	161 件	176 件	277 件	432 件	442 件	816 件	120 件
全体に占める割合	1.3%	6.6%	7.2%	11.3%	17.6%	18.0%	33.2%	4.9%

(3) 相談件数上位

①商品・役務別

順位	分類	令和 7 年度	令和 6 年度	比較	
				相談件数 増減	対前年度 増減率
1 位	商品一般	478 件	445 件	33 件	7.4%
2 位	融資サービス	184 件	173 件	11 件	6.4%
3 位	化粧品	128 件	152 件	△24 件	△15.8%
4 位	レンタル・リース・貸借	108 件	74 件	34 件	45.9%
5 位	役務その他	98 件	92 件	6 件	6.5%
6 位	健康食品	92 件	73 件	19 件	26.0%
7 位	インターネット通信サービス	78 件	55 件	23 件	41.8%
8 位	空調・冷暖房・給湯設備	76 件	96 件	△20 件	△20.8%
9 位	工事・建築・加工	70 件	74 件	△4 件	△5.4%
10 位	他の金融関連サービス	63 件	64 件	△1 件	△1.6%

②年代別商品・役務別 ※下段は相談件数

順位	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
1 位	他の教養・娯楽	融資サービス	融資サービス	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般
	7 件	31 件	29 件	40 件	72 件	98 件	217 件
2 位	商品一般	レンタル・リース・貸借	商品一般	融資サービス	化粧品	化粧品	空調・冷暖房・給湯設備
	4 件	15 件	15 件	29 件	33 件	39 件	46 件
3 位	紳士・婦人洋服	理美容	レンタル・リース・貸借	レンタル・リース・貸借	融資サービス	融資サービス	化粧品
	3 件	10 件	13 件	22 件	27 件	27 件	35 件
4 位	理美容	内職・副業	役務その他	工事・建築・加工	健康食品	健康食品	健康食品
	3 件	10 件	12 件	14 件	24 件	19 件	32 件
5 位	融資サービス	商品一般	内職・副業	役務その他	自動車	インターネット通信サービス	融資サービス
	2 件	7 件	10 件	13 件	18 件	17 件	30 件

③販売購入形態別

順位	分類	令和 7 年度	令和 6 年度	比較	
				相談件数 増減	対前年度 増減率
1 位	不明・無関係	736 件	653 件	83 件	12.7%
2 位	通信販売	668 件	580 件	88 件	15.2%
3 位	店舗購入	609 件	553 件	56 件	10.1%
4 位	訪問販売	210 件	224 件	△14 件	△6.3%
5 位	電話勧誘販売	173 件	176 件	△3 件	△1.7%
6 位	訪問購入	27 件	44 件	△17 件	△38.6%
7 位	その他無店舗販売	21 件	13 件	8 件	61.5%
8 位	マルチ・マルチまがい取引	11 件	10 件	1 件	10.0%

(4) 相談件数推移

①全体

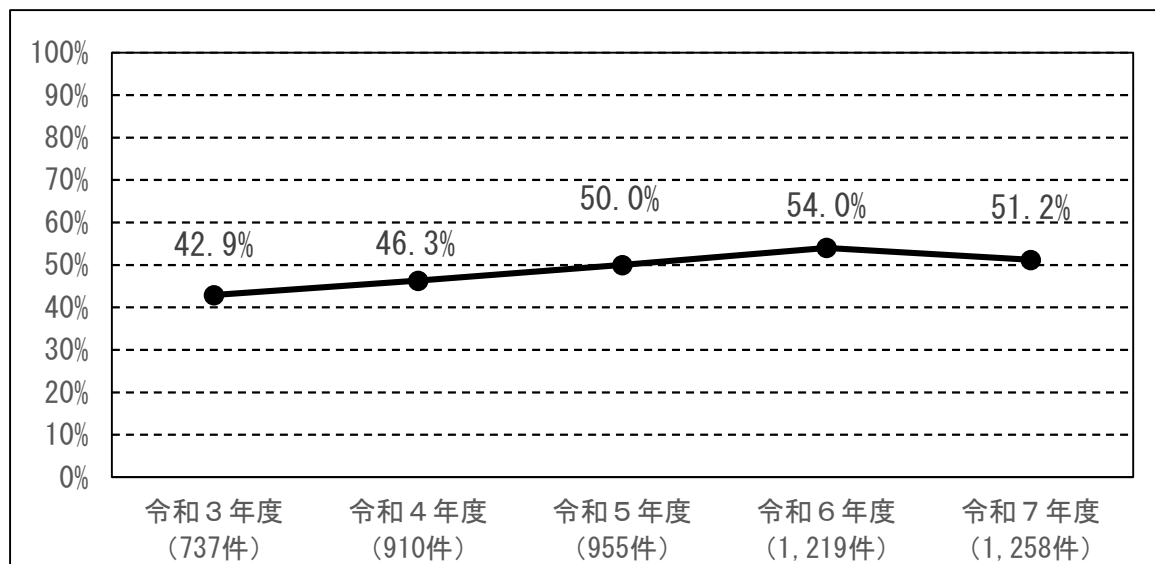
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規件数	1,719 件	1,966 件	1,910 件	2,258 件	2,457 件
延べ件数	4,928 件	5,489 件	4,815 件	4,831 件	5,504 件

※令和4年7月14日をもって消費者庁が個人情報保護に関する苦情相談情報の収集を取りやめることになったため、本市においても同日をもって個人情報保護に関する相談件数の集計を終了しました。上表の相談件数では、令和4年度以前の件数についても個人情報単独の相談を除いて集計しているため、過去に公表した件数と数値が異なります。

②60歳以上の相談件数及び全体の相談に占める割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
60歳以上の相談件数	737 件	910 件	955 件	1,219 件	1,258 件
全体に占める割合	42.9%	46.3%	50.0%	54.0%	51.2%

＜60歳以上の全体の相談に占める割合推移＞



60歳以上の方からの相談が、相談全体の約半数を占めている状況です。高齢者を狙う悪質な勧誘等は後を絶たないため、「あやしい」と感じた場合は公的機関や周囲の方に相談するよう、引き続き広く呼び掛けていく必要があります。

③あっせん件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
解決	190	238	245	226	283
不調	22	19	18	22	22
合計	212	257	263	248	305

※消費生活センターによる「あっせん」とは、法的な指導権限や強制力を伴うものではなく、消費者と事業者との間に入って話し合いの手伝いをする事で解決を目指すものです。

④訪問販売・電話勧誘販売・通信販売の相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問販売	150	165	203	224	210
電話勧誘販売	96	108	115	176	173
通信販売	492	631	588	580	668

⑤インターネット通信販売・インターネット通信サービスに関する相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
インターネット 通信販売	389	489	427	436	461
インターネット 通信サービス	58	60	57	55	78

【消費者教育・消費者啓発】

(1) 家庭科連携授業、啓発講座等

①実績一覧

対象別事業	実施回数	参加人数
中学校における家庭科連携授業	65 回	1,781 人
高校における家庭科連携授業	21 回	691 人
若年層に対する啓発講座	4 回	199 人
高齢者・障害者に対する啓発講座	23 回	518 人
高齢者・障害者を見守る方に対する啓発講座	8 回	293 人
夏休み親子消費者教室	2 回	18 組 40 人
市民生活講座	5 回	135 人
消費生活モニター学習会	2 回	35 人
合 計	130 回	3,692 人

②実績内訳

<中学校における家庭科連携授業 15 校>

実施日	実施場所	対象	参加人数
6/2、6/5、6/6	吉原第一中学校	2 年生 5 クラス	179 人
9/16、9/17	吉原北中学校	3 年生 4 クラス	118 人
12/1	富士川第二中学校	9 年生 2 クラス	44 人
12/4、12/11	元吉原中学校	3 年生 2 クラス	48 人
12/8、12/10	岩松中学校	3 年生 4 クラス	106 人
12/16	富士川第一中学校	2 年生 2 クラス	51 人
12/18	大淵中学校	3 年生 3 クラス	79 人
1/14、1/21	吉原第二中学校	3 年生 6 クラス	146 人
1/19、1/20	吉原第三中学校	3 年生 4 クラス	100 人
1/19、1/20、 1/26、1/27	須津中学校	3 年生 4 クラス	108 人
2/2、2/3、2/5、 2/6	富士中学校	2 年生 7 クラス	197 人
2/16、2/17、 2/18	富士南中学校	2 年生 7 クラス	204 人
2/19、2/26	鷹岡中学校	3 年生 4 クラス	114 人
3/10	田子浦中学校	2 年生 3 クラス	79 人
3/12、3/17	岳陽中学校	2 年生 8 クラス	208 人

<高校における家庭科連携授業 3 校>

実施日	実施場所	対象	参加人数
11/10、11/11、 11/12	市立高等学校	1 年生、2 年生 6 クラス	237 人
9/8、9/9、 9/10、9/11	静岡県富士見高等学校	1 年生 11 クラス	292 人
1/29、1/30	吉原高等学校	1 年生 4 クラス	162 人

〈若年層に対する啓発講座〉

実施日	実施場所	対象	参加人数
4/3	富士市役所	令和7年度新規採用職員	71人
4/10	パーパス株式会社 本社富士工場	令和7年度新入社員	28人
4/23	市立看護専門学校	1年生、2年生	82人
4/30	富士信用金庫本部	令和7年度新入社員	18人

〈高齢者・障害者に対する啓発講座〉 ※市政いきいき講座

実施日	実施場所	対象	参加人数
6/9	石坂公会堂	石坂いきいきサロン	32人
6/26	西宮島公会堂	西宮島クラブ	20人
7/6	四丁河原下区公会堂	四丁河原下長寿会	14人
7/8	入山瀬東区公会堂	入山瀬すこやかサロン	20人
7/23	富士市社会福祉協議会 福祉センター	うららかクラブ 等	35人
7/24	富士市社会福祉協議会 福祉センター	うららかクラブ 等	31人
7/29	富士市社会福祉協議会 福祉センター	うららかクラブ 等	21人
8/4	一色公会堂	一色友和会	17人
8/22	富士まかど（鑑石園）	ふじさん清流クラブ	8人
8/26	富士まかど（鑑石園）	ふじさん清流クラブ	8人
8/28	株式会社 快明堂	快明堂クラブ	21人
8/29	富士市社会福祉協議会 福祉センター	うららかクラブ 等	26人
9/5	株式会社 快明堂	快明堂クラブ	22人
10/14	若松町1丁目公会堂	若松悠容クラブ	11人
10/16	宇東川公会堂	ふれあいサロン コスモス	15人
10/28	社会福祉センター 田子浦荘	田子浦地区高齢者	66人
11/12	本花守神社内公会堂	サロン花の輪	20人
11/25	鷹岡市民プラザ	鷹岡地区高齢者	32人
12/9	須津まちづくりセンター	にっこり教室	8人
3/10	中里3丁目諏訪神社氏子会館	中里3丁目さんさんサロン	14人
3/16	厚原北1丁目公会堂	丘地区悠容クラブ壮寿会	18人

〈高齢者に対する啓発講座〉 ※地区における消費者啓発講座

実施日	実施場所	対象	参加人数
9/26	浮島まちづくりセンター	浮島地区消費者啓発講座	29人
11/15	元吉原まちづくりセンター	元吉原地区消費者啓発講座	30人

〈高齢者・障害者を見守る方に対する啓発講座〉

実施日	実施場所	対象	参加人数
7/3	厚原北1丁目公会堂	厚原北1丁目町内会	32人
7/9	富士市フィランセ	富士日本語教室	30人
8/6	富士南まちづくりセンター	富士南民生児童委員	24人
9/12	特別養護老人ホーム すどの杜	須津地区地域サポーター	12人
10/27	富士市フィランセ	富士市障害者自立支援協議会全体会議	86人
10/31	吉永まちづくりセンター	吉永地区福祉推進会	34人
2/6	須津まちづくりセンター	高齢者見守り連絡所	26人
2/19	鷹岡まちづくりセンター	鷹岡地区福祉推進会	49人

〈夏休み親子消費者教室〉

実施日	内容（テーマ）	対象	参加人数
8/1	無添加ソーセージを作ろう！ ～食品表示について知ろう～	小学4～6年生の親子	11組 24人
8/6	おこづかいゲーム～今日からわたしもやりくり上手～	小学1～4年生の親子	7組 16人

〈市民生活講座〉

実施日	内容（テーマ）	対象	参加人数
9/12	シニア世代の不安解消！家計の見直し講座	市民一般	24人
10/27	サブリとの正しい付き合い方講座		40人
12/6	豊かな人生のための終活講座		26人
1/24・1/31	富士市立高生が教える！LINEの使い方講座		11人
3/13	発酵食品の作り方と摂り入れ方講座		34人

〈消費生活モニター学習会〉

実施日	内容（テーマ）	対象	参加人数
1/26	悪質なネット広告の見破り方	消費生活モニター※ 及び市民一般	18人
2/17	特殊詐欺に騙されないための防犯講座		17人

※消費生活モニター：以下の活動を行う登録制のボランティア制度。

- ・学習会等への参加、市民生活講座の企画運営
- ・生活展での消費者啓発パネルの展示
- ・消費者被害防止キャンペーン等の啓発事業への参加

(2) 市民への情報提供、啓発

①消費者被害防止キャンペーンの実施

5月の消費者月間や12月の消費者被害防止月間などで、各種啓発活動を実施。

〈商業施設や市内イベント等での啓発〉

実施日	事業名	実施場所
5/20 10:00～11:00	消費者月間キャンペーン	①しずてつストア 富士吉原店 ②MEGA ドン・キホーテ UNY 中里店
8/30 10:00～14:00	消費者被害防止キャンペーン	イオンタウン富士南
10/11 10:00～12:00	富士市民エンジョイスポーツデー	富士市総合運動公園 (北里アリーナ富士)
12/10 ①10:00～11:00 ②11:00～12:00	消費者被害防止月間キャンペーン	①マックスバリュ富士厚原店 ②ユーコープ ミオクチーナ富士中央店

〈啓発パネルの展示〉

実施日	事業名	実施場所
5/12 13:00 ～ 5/23 15:00	消費者月間キャンペーン	市庁舎2階 消防防災庁舎連絡通路
12/15 13:00 ～ 12/25 15:00	消費者被害防止月間キャンペーン	市庁舎2階 市民ホール

〈横断幕の掲出〉

市役所前歩道橋及び富士市教育プラザ駐車場フェンスに啓発用の横断幕を掲出

〈公用車へのマグネットシート貼付〉

公用車に啓発用のマグネットシートを貼付

②第51回生活展の開催（富士市消費者運動連絡会と共催）

- 日時 令和7年12月6日(土) 午前10時～午後2時
- 会場 富士市交流プラザ 多目的ホール
- 内容 パネル展示、市民生活講座「豊かな人生のための終活講座」、フリーマーケット、特殊詐欺被害予防メッセージカードの展示※¹、障害福祉サービス事業所の物販等

※1：市立高等学校から、生徒が作成した高齢者に詐欺被害への注意を呼び掛けるメッセージカードを市に贈呈いただきました。今後、出前講座等を通して高齢者に配布します。

③広報ふじへの記事掲載

- 掲載号 令和8年3月号
- タイトル 「ふじまる・さもにゃんと学ぶ消費者トラブルQ&A」

④地方紙への記事掲載

- 掲載紙 富士ニュース（毎月）、岳南朝日新聞（偶数月）
- 掲載内容 話題性が高い相談事例とトラブルに対するアドバイス

⑤ラジオ番組、CMの放送

- 放送回数 5分番組12回、20秒CM52回、40秒CM49回
- 放送番組 Radio-f 「トラブルファイル」
- 番組放送時間 毎月第4火曜日 午前9時40分～9時45分
- CM素材 「スマホ架空請求編」「身に覚えのない健康食品編」「SF商法編」
「インターネットショッピング編」「老人ホームの入居権詐欺編」

⑥富士市はたちの記念式典における啓発

- 日時 令和8年1月11日（日）
- 会場 ロゼシアター
- 内容 記念式典の参加者に対して啓発リーフレットを配布

(3) 関係機関等との連携

①消費者教育推進地域協議会の開催

【第1回】

○開催日 令和7年7月2日（水）

○内容 「第3次富士市消費者教育推進計画」令和6年度実績及び令和7～8年度実施計画について

【第2回】

○開催日 令和8年2月26日（木）

○内容 「第4次富士市消費者教育推進計画」（令和9年度以降計画）の骨子について

②富士市消費生活協力団体の委嘱

消費生活協力団体とは、消費者安全法に基づき、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う、市内に事務所等を有する民間団体・事業者のうちから市長が委嘱するものです。消費生活協力団体は、消費者の安全を確保するために、消費者教育や啓発、市への情報提供などの活動を行います。

＜富士市消費生活協力団体に委嘱されている事業者＞

事業者（10 事業者）	委嘱した日付
スルガ銀行株式会社	令和6年2月20日
株式会社清水銀行	
しずおか焼津信用金庫	
富士宮信用金庫	
富士信用金庫	
静岡県労働金庫富士支店	
ゆうちょ銀行吉原店	
富士市内郵便局（24 局）	
株式会社静岡中央銀行	令和7年2月20日
富士伊豆農業協同組合富士地区本部	

③消費者安全確保地域協議会の開催

○開催日 令和7年11月27日（木）

○内容 富士市消費生活センターに寄せられた相談事例、富士市消費者安全確保地域協議会の連携事例、消費者被害防止に向けた各構成機関・団体の取組、構成機関・団体間での意見交換など

(4) 不審電話等に対する取組

①悪質電話対策機器購入費補助事業の実施

- 補助内容 市内に住所を有する 65 歳以上の方を対象に、悪質電話対策機能を備えた機器購入費のうち、1 万円を上限に補助
- 補助件数 462 件

②市民への情報提供

<市ウェブサイトへの掲載>

- 回 数 1 回
- 内 容 ・空調能力のないエアコンに関する注意喚起

<メール・LINE による情報提供>

- 回 数 15 回
- 内 容 ・不審電話に関する注意喚起
 - ・分電盤の点検商法に関する注意喚起
 - ・国勢調査をかたる不審メールに関する注意喚起

(5) 製品安全への取組

・立入検査の実施

＜家庭用品品質表示法に基づく立入検査＞

○検査実施店舗数 4 店舗

検査品目	検査件数	違反件数
タオル	319 件	0 件
バケツ	33 件	0 件
鍋	163 件	0 件

＜消費生活用製品安全法に基づく立入検査＞

○検査実施店舗数 特定製品4店舗、特定保守製品0店舗※¹

検査品目	検査件数	違反件数
（特定製品）		
圧力なべ	11 件	0 件
ライター	39 件	0 件
（特定保守製品）		
石油給湯器	0 件	0 件
石油ふろがま	0 件	0 件

※ 1：特定保守製品（石油給湯器、石油ふろがま）は、令和 7 年度に立入検査を行った店舗では取り扱いがなかった。

＜電気用品安全法に基づく立入検査＞

○検査実施店舗数 4 店舗

検査品目	検査件数	違反件数
直流電源装置	39 件	0 件
リチウムイオン蓄電池	14 件	0 件
エル・イー・ディー・ランプ	172 件	0 件

5 生活環境緊急整備事業

(1) スズメバチの巣の駆除、調査

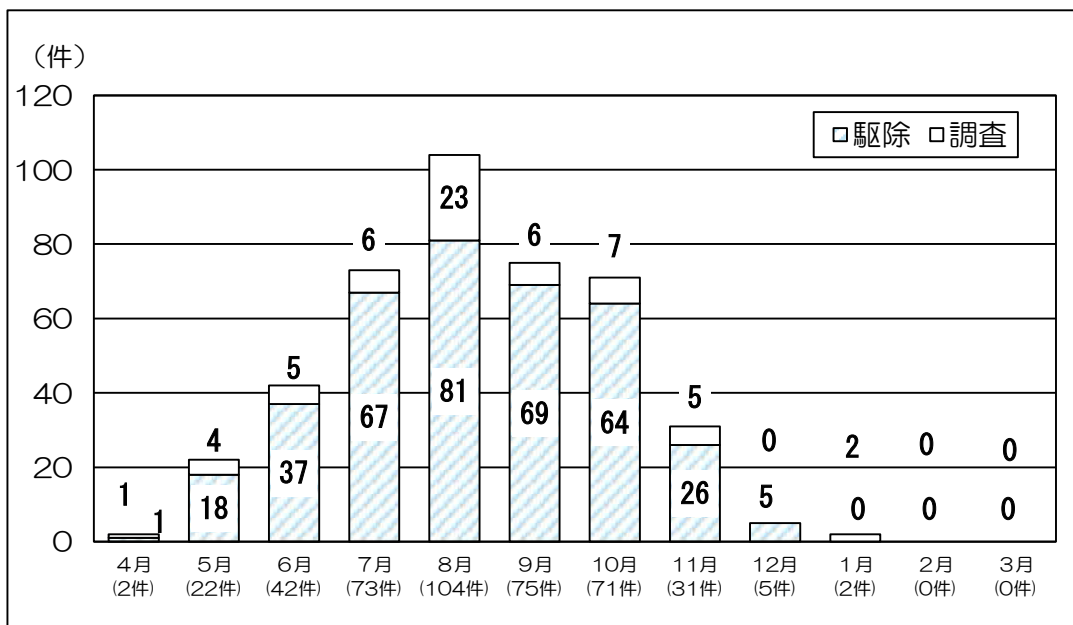
ハチ類の中で刺傷すると特に危険なスズメバチについて、市民の不安と危険の解消を図るため、個人の自宅に作られたスズメバチの巣(生息中)の駆除を行っています。また、スズメバチかどうかわからないハチの巣については、調査を行います。

○令和7年度自己負担金：3,000円(税別)

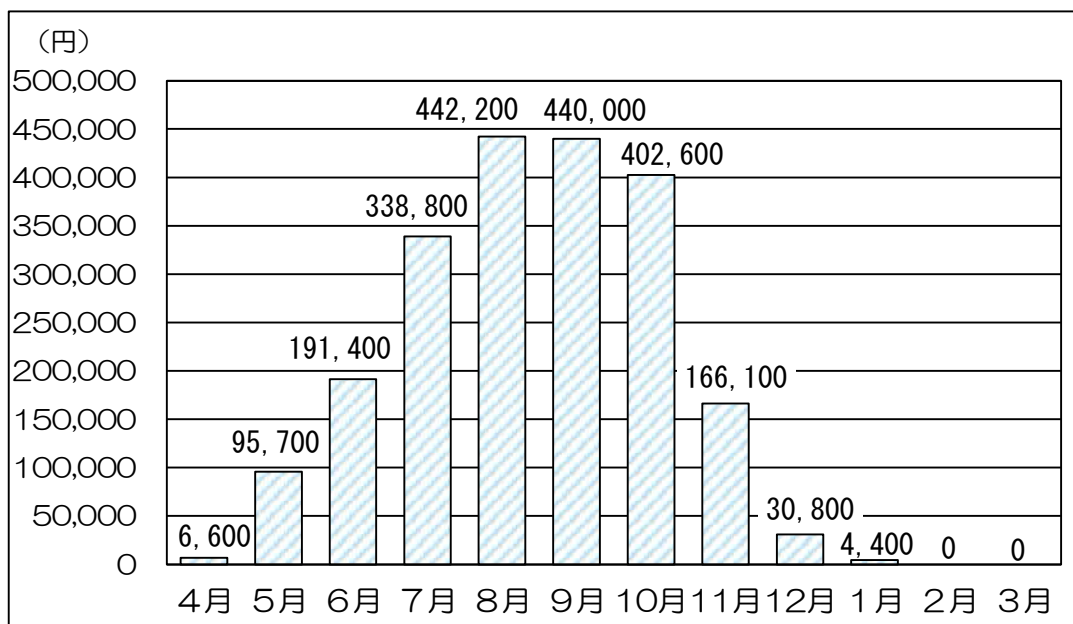
① 駆除等件数及び執行額

	件数	執行額
巣の駆除	368件	1,988,800円
調査	59件	129,800円
合計	427件	2,118,600円

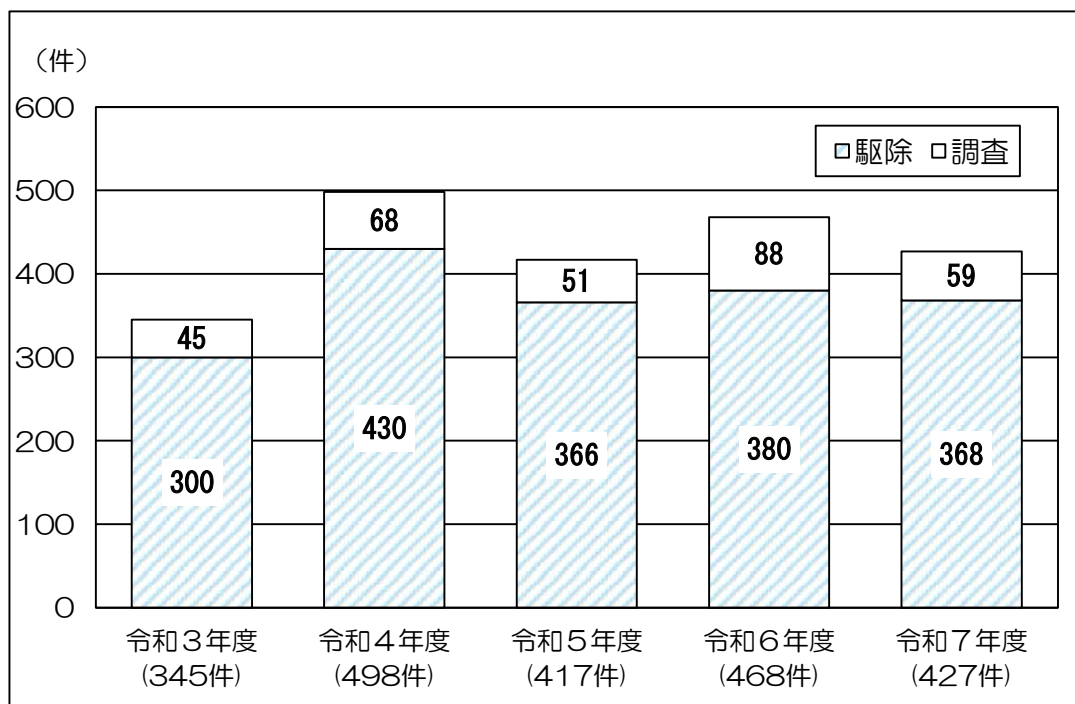
② 月別件数



③ 月別執行額

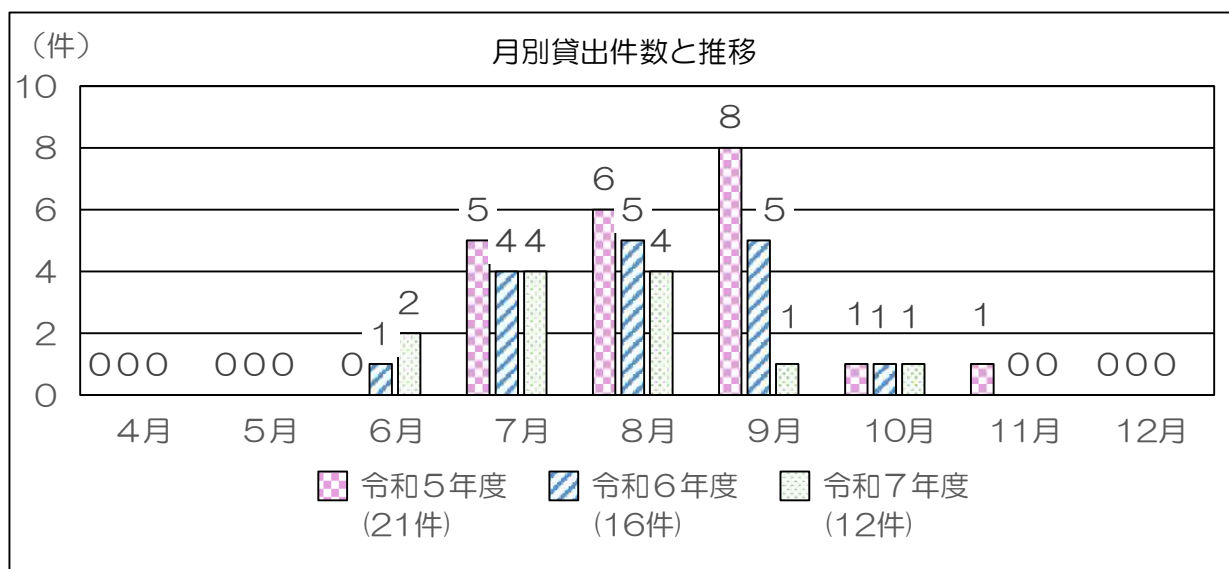


④年度別件数



(2) 防護服の貸出

スズメバチ以外のハチの巣駆除用として防護服の貸出を行っています。



6 参考資料

PI0-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）集計データ

集計データ種別： 地域データ
集計対象期間： 2025年04月～2026年03月
集計対象センター： 富士市消費生活センター

苦情・問合せ・要望

項 目		当該年	前年同期	前年同期比
相談件数		2,457	2,258	108.8
契 約 当 事 者	性 別			
	男性	1,123	992	113.2
	女性	1,278	1,216	105.1
	年 齢 別			
	20歳未満	33	30	110.0
	20歳代	161	126	127.8
	30歳代	176	152	115.8
	40歳代	277	255	108.6
	50歳代	432	376	114.9
	60歳代	442	418	105.7
	70歳以上	816	801	101.9
	その他・不明	120	100	120.0
	平均年齢	60	60	98.8
	職 業 別			
	給与生活者	1,017	913	111.4
	自営・自由	80	72	111.1
	家事従事者	281	338	83.1
	学生	36	30	120.0
	無職	868	782	111.0
	団体	35	36	97.2
	その他・不明	140	87	160.9
契 約 ・ 購 入 金 額	1万円未満	327	229	142.8
	5万円未満	310	284	109.2
	10万円未満	90	71	126.8
	50万円未満	203	199	102.0
	100万円未満	71	79	89.9
	500万円未満	166	143	116.1
	1千万円未満	29	21	138.1
	5千万円未満	25	28	89.3
	1億円未満	1	3	33.3
	1億円以上	0	1	0.0
	その他・不明	1,235	1,200	102.9
	合計金額	1,282,385,135	1,684,863,714	76.1
	平均金額	1,049,415	1,592,499	65.9
商 品 大 分 類	商品一般	478	445	107.4
	食料品	154	126	122.2
	住居品	101	86	117.4
	光熱水品	50	61	82.0
	被服品	100	66	151.5
	保健衛生品	171	190	90.0
	教養娯楽品	127	101	125.7
	車両・乗り物	55	62	88.7
	土地・建物・設備	143	160	89.4
	他の商品	5	1	500.0
	商品計	1,384	1,298	106.6
	クリーニング	2	2	100.0
	レンタル・リース・貸借	108	74	145.9
	工事・建築・加工	70	74	94.6
	修理・補修	22	21	104.8
	管理・保管	2	1	200.0
	役務一般	14	13	107.7
	金融・保険サービス	314	298	105.4
	運輸・通信サービス	172	125	137.6
	教育サービス	7	4	175.0
	教養・娯楽サービス	123	90	136.7
	保健・福祉サービス	64	108	59.3
	他の役務	115	106	108.5
	内職・副業・ねずみ講	44	27	163.0
	他の行政サービス	10	8	125.0
	役務計	1,067	951	112.2
	他の相談	6	9	66.7
	総計	2,457	2,258	108.8

項 目		当該年	前年同期	前年同期比
相 談 内 容 分 類	安全・衛生	42	43	97.7
	品質・機能、役務品質	195	149	130.9
	法規・基準	27	22	122.7
	価格・料金	231	327	70.6
	計量・量目	2	1	200.0
	表示・広告	134	110	121.8
	販売方法	1,279	1,163	110.0
	契約・解約	1,333	1,233	108.1
	接客対応	237	187	126.7
	包装・容器	0	0	
	施設・設備	1	1	100.0
	買物相談	12	14	85.7
	生活知識	3	6	50.0
	その他	46	32	143.8
販 売 購 入 形 態	店舗購入	609	553	110.1
	訪問販売	210	224	93.8
	通信販売	668	580	115.2
	マルチ・マルチまがい取引	11	10	110.0
	電話勧誘販売	173	176	98.3
	ネガティブ・オプション	2	5	40.0
	訪問購入	27	44	61.4
	その他無店舗販売	21	13	161.5
	不明・無関係	736	653	112.7
商 品 ・ 役 務 別 相 談 件 数 （ 上 位 K W 集 計 ）	1 商品一般	478	445	107.4
	2 融資サービス	184	173	106.4
	3 化粧品	128	152	84.2
	4 レンタル・リース・貸借	108	74	145.9
	5 役務その他	98	92	106.5
	6 健康食品	92	73	126.0
	7 インターネット通信サービス	78	55	141.8
	8 空調・冷暖房・給湯設備	76	96	79.2
	9 工事・建築・加工	70	74	94.6
	10 他の金融関連サービス	63	64	98.4
	11 移動通信サービス	53	26	203.8
	12 自動車	49	51	96.1
	13 他の教養・娯楽	44	39	112.8
	14 内職・副業	43	27	159.3
	15 他の教養娯楽品	41	24	170.8
内 容 等 キ ー ワ ー ド	1 個人情報	521	525	99.2
	2 インターネット通販	461	436	105.7
	3 解約@	456	440	103.6
	4 詐欺	357	310	115.2
	5 連絡不能	353	293	120.5
	6 信用性	329	383	85.9
	7 虚偽説明	269	259	103.9
	8 電話勧誘	218	260	83.8
	9 定期購入	213	209	101.9
	10 身分詐称	212	226	93.8
	11 返金	212	221	95.9
	12 電子広告	211	167	126.3
	13 高価格・料金	199	271	73.4
	14 SNS	191	148	129.1
	15 多重債務	186	171	108.8



11月1日～12月1日は、「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」

もしも、犯罪被害に遭ったら…

犯罪の被害に遭った人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害に遭った人や、その家族の置かれた状況を思いやることが大切です。

犯罪による「被害」とは

ある日突然、犯罪などに巻き込まれ、それまでの生活が一変することは誰にでも起こりうることです。

犯罪被害に遭った人は、直接的な被害によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も、様々な問題を抱えることになります。周囲の人たちは、犯罪被害に遭った人に「寄り添う気持ち」を持つことが大事です。

市役所に相談窓口があります

市は、犯罪被害に遭った人の総合相談窓口を設け、市役所での各種手続の付添いやサポートを行います。

犯罪被害者等総合的支援窓口（常設）

カウンターに置いてある犯罪被害者支援シンボルマークの「ギョットちゃん」が目印です。



▲ギョットちゃん

「ホンデリング」本で広がる支援の輪
～ご家庭に読み終わった書籍は
ありませんか～
寄贈された書籍などの売却代金を、犯罪被害に遭われた人への支援活動に役立てるプロジェクトで、
（公社）全国被害者支援ネットワークが行っています。
市は、この事業に賛同し、不要となった書籍を集めています。
とき／11月1日～12月1日の平日
ところ／市民安全課
対象書籍／ISBNコード（国際標準図書番号）がついているもので、2010年以降に出版されたもの
パネル展
犯罪被害に遭った人への支援について啓発するために開催
とき／11月17～28日
ところ／市役所2階連絡通路

問合せ

市民安全課（市役所3階）
☎（55）2750 ㊟（51）0367
✉ si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら

お知らせ

募集

講座・イベント

富士市消費生活センターを ご利用ください

富士市消費生活センターでは、消費生活に関する困り事や契約に関する事など、様々な相談を専門の相談員が受け付けています。直接、または電話でご相談ください。

とき／月～金曜日 9時～16時

(祝休日・年末年始を除く)

ところ／市役所3階北側

電話／0545(55)2756

※富士市消費生活センターには、業者への指導・取締まりの権限はありません。

国民生活センター 消費者トラブルFAQサイト

消費者トラブルに遭った人に対して、「よくある質問」の形でトラブルの解決を支援する情報を提供します。



▲詳しくはこちら

投資詐欺に注意！

金融庁に登録がない投資に関する業者とは、絶対に取引をしないでください。



▲詳しくはこちら

③ クレジットカードを不正に利用されちゃったみたい…

Q: ウェブサイトでこんなにお買い物したはずにやいのに…「10万円のお買い物をした」って、クレジットカードの利用明細に書いてあるにや！

A: 誰かが不正利用したのかも！不正利用ならすぐにカード会社に連絡だ！被害を補償してもらえる場合もあるよ。
時間がたつと補償してもらえないから、気をつけてね。



また被害に遭わないか心配だにや…



カード会社に、カード番号を変更してもらおう！
フィッシングメールにも気を付けて、怪しいウェブサイトにはカード番号などを入力しないようにね

★フィッシングメール…公的機関や企業などをかたって、個人情報などをだまし取ろうとする詐欺メール

④ ネット通販ってクーリング・オフできないの？

Q: 通販サイトで買った新しい「こたつ布団」、柄がイヤだから返品したいのに…断われたにや！どうしてにや！

A: ネット通販などの通信販売はクーリング・オフできないんだよ。返品できるかどうかは、「特定商取引法に基づく表記」や購入前の「最終確認画面」で、必ずチェックしようね！



びりびりに破れたこたつ布団が届いても、返品できないのかにや？



初めから不良品が届いたら、交換や返品の対応をしてくれるよ。

商品が届いたら使う前にすぐに状態を確認して、問題があればなるべく早くお店に相談しよう！

クーリング・オフって何？

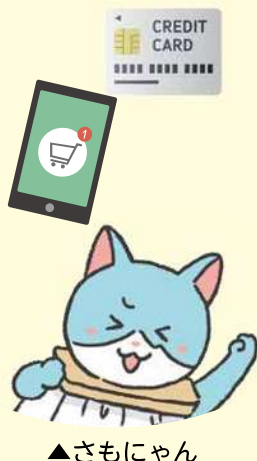
訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、一定期間内に手続をすれば、無条件で契約を解除できる制度です。

訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売など	8日以内
マルチ商法、内職商法、モニター商法など	20日以内

- クーリング・オフを通知する書面を、特定記録郵便または簡易書留で発送します
- メールやSNS、ウェブサイトの専用フォーム、FAXなどでも通知できます
- 送る前に、書面をコピーしましょう
- クレジット契約をしている場合、クレジットカード会社にも同じ内容の書面で通知しましょう

ふじまる・さもにゃんと学ぶ

消費者トラブル Q & A



▲さもにゃん



▲消費生活センター
キャラクター「ふじまる」

買い物トラブルに遭ってしまうと、「どこに相談したらいいの?」「消費生活センターって何をしてくれるところ?」「どんな相談を受けてくれるの?」と悩んでしまうかもしれません。身近な相談窓口である消費生活センターを、「ふじまる」と「さもにゃん」に紹介してもらいます。

問合せ 市民安全課 ☎0545-55-2750 📠0545-51-0367 ✉si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp

①消費生活センターってどんなところ?



Q: こたつ布団、いらないのに断れなくて契約しちゃった…
「消費生活センターに相談するといいよ」って教えてもらったけど、どんなところなんだにゃ?

A: 業者との契約トラブルや、商品によるけがなど、消費生活についての相談を受けている場所だよ。
専門の相談員が、業者との交渉の仕方や具体的な解決方法をアドバイスしているんだ。



相談はどうやって
するのかにゃ?



電話か対面で相談できるんだ!
「188」に電話すれば、近くの消費生活センターにつながるよ。
土・日曜日や祝休日は、国民生活センターにつながって、相談できるんだ

②「契約」って何?



Q: 改めて…「契約」って一体何のことなんだにゃ?

A: 生活の中のいろいろなことが「契約」なんだよ。
僕たちの暮らしは、たくさんの契約で成り立っているんだ。
口約束だけでも成立しちゃうから注意してね。



買い物も!



電車も!



映画も!



みんな「契約」!

契約って身近なこと
なんだね。気をつける
ことはあるかにゃ?



契約前に、内容をしっかり確認しよう!
契約の内容は、お互いを守る責任があるから、一方的に内容を変えたり取消したりすることはできないよ。

契約は厳しいんだ

令和7年度 事業概要

〔 市民相談、犯罪被害者等支援、
消費者行政、生活環境緊急整備 〕

作成 富士市市民部市民安全課市民相談担当
発行 令和8年7月

所在地 静岡県富士市永田町1丁目100番地
直通TEL 市民相談担当 0545-55-2750
消費生活センター 0545-55-2756
